

特集

ハンセン病問題と わたしたちの未来

島根県健康福祉部健康推進課

ハンセン病は世界各地で古くから恐れられてきました。

日本においても発病した方々やその家族は、社会から忌み嫌われ迫害されました。

特に明治以降は法律を制定し、国を挙げて患者さん達を無理矢理に家族や郷里から引き離し隔離しました。療養所では偽名の使用が進められ、過酷な労働を強いられました。また、子どもが生まれなくなるようにする手術も行われました。

その後療養所の生活は患者さん方の運動によって少しずつ改善されていき、1947年(昭和22年)には特効薬の開発・使用も始まったのですが、その数年後、隔離を前提とした法律が新たに制定されました。化学療法開始後であったにも関わらずこの法律には療養所の退所規定はなく、入所者はハンセン病が治っているのに療養所から出られませんでした。世界的にも問題視され続けましたが依然そのまま措かれ、この法律が廃止されたのはなんと1996年(平成8年)でした。

そして1998年(平成10年)、療養所入所者の方達によって、人権侵害などの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が起こり、2001年(平成13年)に原告全面勝訴の判決が下され、それを受けた国は控訴せず、謝罪しました。

国が「法律を制定して『正しい事』として今までやってきたことは、間違いでした」と、謝ったのです。

しかし時既に遅く、隔離された方々の殆どは帰る場所や頼る人もいなくて、一生を療養所で過ごすことになりました。また、その後も社会の偏見や差別は根強く残り、熊本のホテルでは入所者の宿泊拒否事件も起きました。

監房に入れられたまま亡くなった方、絶望して自ら命を絶った方、生まれることを許されなかった子どもたち…。多くの方が他界されていますが、今なお、ふるさとのお墓に帰れないお骨が各療養所の納骨堂に納められています。そして今なお、ふるさとの地を踏めない方々が胸を痛め、一般社会で生活しているその家族たちの中にも辛い思いをしている方が多くおられます。

今、私たちは知らないうちに、差別をしていないでしょうか。世の中が同じ方向を向いたときに、「へんだ」「おかしい」という声をあげることができるでしょうか。

幾多の嘆きと苦悩と命をもって投げかけられているこの「ハンセン病問題」を過去のことで終わらせないで、生きている限り、自分のこととして真剣に考えましょう。

わたしたちと、わたしたちの子どもたちと、そのまた子どもたちの未来を見据えながら。

らい予防法違憲国家賠償訴訟

鹿児島と熊本のハンセン病療養所入所者13名が熊本地裁に「らい予防法は基本的人権の尊重を定めた憲法に違反し、強制隔離などで人権侵害を受けた」として提訴した国家賠償訴訟。

1998年(平成10年)7月31日、熊本地方裁判所に提訴され、2001年(平成13年)5月11日に原告全面勝訴の判決が下された。判決は、らい予防法は日本国憲法に明らかに違

反すること、遅くとも1960年(昭和35年)以降は厚生大臣(当時、現厚生労働大臣)の患者隔離政策が、また、1965年(昭和40年)以降は国会議員の立法不作為*行為が、いずれも違法かつ有責であって不法行為が成立するとし、すべての患者に対して、隔離と差別によって取り返すことのできな

* 不作為…自ら進んで積極的な行為をしないこと

Q ハンセン病を発病した方たちは、どんな差別をされたのですか。

A 強制隔離や偽名の使用、墮胎手術などがあります。

- ・病気がわかると、自宅が徹底的に消毒されて、強制的に遠い療養所へ連れて行かれました。
- ・療養所では患者同士で看護したり、様々な労働を強いられました。監房もありました。
- ・治ったら家に帰れると聞いていたのに、治っても一生療養所を出られませんでした。
- ・ふるさとの家族も地域から差別を受けました。家族に迷惑がかかることを避けるために、多くの患者は実名を名乗れませんでした。
- ・結婚しても子どもを産むことは禁じられました。
- ・亡くなっても故郷の墓に埋葬してもらえず、療養所にある納骨堂にお骨が納められています。

「煙になっても帰りたい…」(ある入所者の方の言葉です)

～全国のハンセン病療養所～

ハンセン病が治る病気だとわかってからも、国がなかなか法律を廃止しなかったため、療養所で暮らしている人は、帰る場所や頼る人もいなくて、今でも療養所で過ごす人が殆どです。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。

※赤字が島根県出身者入所療養所
H26年3月現在



熊本県本妙寺での強制収容 1940年(S15年)
[写真:国立ハンセン病資料館]



ハンセン病について

ハンセン病は、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」による感染症です。細菌の感染力・発病力は極めて弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。かつては、「不治の病」といわれましたが、1943年に「プロミン」という薬が開発され、完治する病となりました。現在では、早期発見といくつかの薬剤を組み合わせた療法などで確実に治るようになり、療養所で生活しておられる方も、ほとんどの方は完治しています。「らい菌」が発見され、感染力が弱い菌であることが分かっていたにもかかわらず、長い間、患者を強制的に隔離するなどの政策がとられました。そのため「とても怖い病気」という誤った認識が広まり、患者だけでなくその家族もいわれない差別を受けました。

「ハンセン病」の病名

平成8年の「らい予防法」廃止と同時に、各法律等で「らい」という語が「ハンセン病」に改められました。これは、病名から連想される様々な偏見など忌まわしい過去を断ち切り、正しい知識の普及を図る観点から、菌の発見者にちなみ「ハンセン病」と改められたものです。